

# 西教寺納骨堂使用規則

西教寺納骨堂使用規則は下記の①1階個別ロッカー使用規則と、②地下埋葬場使用規則をもってこれを定める。

## ①1階個別ロッカー使用規則

- 第1条 1階個別ロッカーは一時的に遺骨を預かる。
- 第2条 預骨冥加金（保管志）は1体につき年間3万円以上とし、10年間分30万円以上を預骨時に志納し、途中で返骨の場合、未使用分を返金する。
- 第3条 預骨の際、霊園に対する手続き申請料（手数料）を納入する。手数料は霊園の規程に基づくものとする。
- 第4条 途中、地下埋葬場に埋葬の場合は地下埋葬場規則に基づき別途申し受けるものとする。
- 第5条 毎年、8月盆には合同で盂蘭盆会を厳修するにあたり、必ず参詣する。
- 第6条 西教寺・本山（東本願寺）護持会に入会し、真宗門徒として聞法に精進する。
- 第7条 上記条項に定めない事項については、西教寺総代会がその都度決定する。

## ②地下埋葬場使用規則

- 第1条 地下埋葬場は遺骨を埋葬する。
- 第2条 永代冥加金料（永代志）は1家（施主の1親等内）につき50万円以上とし、埋葬の際に志納する。（改葬の場合の返金は不可。）
- 第3条 埋葬の際、霊園に対する手続き申請料（手数料）を納入する。手数料は霊園の規程に基づくものとする。
- 第4条 毎年、8月盆には合同で盂蘭盆会を厳修するにあたり、必ず参詣する。
- 第5条 西教寺・本山（東本願寺）護持会に入会し、真宗門徒として聞法に精進する。
- 第6条 上記条項に定めない事項については、西教寺総代会がその都度決定する。

- ※ 1、上記①②の冥加金については、西教寺総代会の議を経て変更も有り得る。
- 2、上記①②の規則は平成7年6月1日より施行する。

横浜市中区小港町3-179  
電話 045-(622)-8644

宗教法人 西 教 寺